

司法試験対策

網羅式百選「刑法」
短答対策講義〈総論〉

～レジュメVER. 1～

TACW セミナー 司法試験講座

MEMO

【1】刑罰法規の解釈（最判平 8. 2. 8）

矢を射る行為が「捕獲」に当たる。

「食用とする目的で狩猟鳥獣であるマガモ又はカルガモをねらい洋弓銃（クロスボウ）で矢を射かけた行為について、矢が外れたため鳥獣を自己の実力支配内に入れられず、かつ、殺傷するに至らなくても、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 1 条の 4 第 3 項を受けた同告示 3 号りが禁止する弓矢を使用する方法による捕獲に当たる」。

【2】刑罰法規の明確性・広汎性（最大判昭 60. 10. 23）

青少年保護育成条例の「淫行」処罰規定が、明確性の原則と適正処罰の原則に反しないかが問題となった。

「本件各規定の趣旨及びその文理等に徴すると、本条例 10 条 1 項の規定にいう『淫行』とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、〔①〕青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、〔②〕青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。……また、前記『淫行』を目して単に反倫理的あるいは不純な性行為と解するのでは、犯罪の構成要件として不明確であるとの批判を免れないのであって、前記の規定の文理から合理的に導き出され得る解釈の範囲内で、前叙のように限定して解するのを相当とする。このような解釈は通常的判断能力を有する一般人の理解にも適うものであり、『淫行』の意義を右のように解釈するときは、同規定につき処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえない」

【3】両罰規定と法人の過失（最判昭 40. 3. 26）

「事業主が人である場合の両罰規定については、その代理人、使用人その他の従業者の違反行為に対し、事業主に右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽さなかった過失の存在を推定したものであって、事業主において右に関する注意を尽したことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解する」

問題 H25-1-1 「法人事業主は、その従業者が法人の業務に関して行った犯罪行為について、両罰規定が定められている場合には、選任監督上の過失がなくても刑事責任を負う。」

× 判例（最判昭 40. 3. 26）は、選任監督上の過失を要求する。

【4】不作為の因果関係（最決平元. 12. 15）

「覚せい剤により錯乱状態に陥った午前零時半ころの時点において、直ちに被告人が救急医療を要請していれば、同女が年若く（当時 13 年）、生命力が旺盛で、特段の疾病がなかったことなどから、十中八九同女の救命が可能であったというのである。そうすると、同女の救命は合理的な疑いを超える程度に確実であったと認められるから……覚せい剤による急性心不全のため死亡した結果との間には、刑法上の因果関係があると認める」

問題 H28-5-5・予 H28-7-5 「甲は、ホテルの一室で未成年者Vに求められてその腕に覚せい剤を注射したところ、その場でVが錯乱状態に陥った。甲は、覚せい剤を注射した事実の発覚を恐れ、そのままVを放置して逃走し、Vは覚せい剤中毒により死亡した。Vが錯乱状態に陥った時点で甲がVに適切な治療を受けさせることによりVを救命できた可能性が僅かでもあれば、甲がVを放置した行為とVの死亡の間には、因果関係がある。」

× 救命できた可能性が「僅か」であれば、因果関係があるとはいえない。

【5】不作為による放火（最判昭 33.9.9）

「被告人は自己の過失により右原符、木机等の物件が焼燬されつつあるのを現場において目撃しながら、その既発の火力により右建物が焼燬せられるべきことを認容する意思をもってあえて被告人の義務である必要かつ容易な消火措置をとらない不作為により建物についての放火行為をなし、よってこれを焼燬したものであるといえることができる」

問題 H27-1-オ 「不作為による放火罪が成立するためには、既発の火力を利用する意思は必ずしも必要ではない。」

○ 「既発の火力を利用する意思」が必要だと被告人側の申告趣意に対して、判例（最判昭 33.9.9）は、「認容の意思」で足りるとした。

【6】不作為による殺人（最決平 17.7.4）

手のひらで患者の患部をたたく（＝シャクティパット）と自己治癒力を高めるとして独特の方法を施して信者を集めていた被告人は、患者である信者家族の依頼を受けて入院中の患者を家族らに病院外のホテルに連れ出させ、上記治療を施したのち、痰の除去や水分の点滴等患者の生命維持に必要な医療措置を受けさせないまま患者を約1日間放置し、痰による気道閉塞に基づき窒息死させた。

「被告人は、自己の責めに帰すべき事由により患者の生命に具体的な危険を生じさせた上、患者が運び込まれたホテルにおいて、被告人を信奉する患者の親族から、重篤な患者に対する手当てを全面的にゆだねられた立場にあったものと認められる。その際、被告人は、患者の重篤な状態を認識し、これを自らが救命できるとする根拠はなかったのであるから、直ちに患者の生命を維持するために必要な医療措置を受けさせる義務を負っていたものというべきである。それにもかかわらず、未必的な殺意をもって、上記医療措置を受けさせないまま放置して患者を死亡させた被告人には、不作為による殺人罪が成立」

問題 H27-1-ア 「不真正不作為犯の作為義務は、法律上の規定に基づかなければならない。」

× 判例（最決平 17.7.4）は、法律上の規定に基づかずとも、先行行為、事実上の引受け等による不真正不作為犯の作為義務を認めている。

Q. 作為義務の発生根拠は？

形式的三分説：作為義務は道徳的な義務でなく法的な義務でなければならぬため、法令、契約・事務管

理，条理に基づいて生じるとする説。

先行行為説：不作為者が不作為以前に法益侵害に向かう因果の流れを自ら設定していなければならないとする説。

排他的支配説：不作為者が自己の意思により「事実上の排他的支配」を設定した場合，又は不作為者こそが作為すべきであったという規範的要素の存在がある場合に作為義務を肯定する説。

事実上の引き受け説：不作為者の，法益に対する密着性を重視し，法益が不作為者に依存していたという事実関係を根拠とする説。

多元説：法令，契約，救助の引き受け，先行行為，所有者・管理者としての地位ないし支配領域性，取引上の信義誠実義務，危険共同体の存在などの作為義務発生根拠を多元的に理解し，具体的事例において刑法上の作為義務が基礎づけられるかどうかを総合的に判断する説。

【もっと分かりやすく】◆形式的三分説のキーワード◆

- ・法令……………親権者の監護義務・夫婦の協力義務・道交法上の救護義務
- ・契約……………看護契約により看護する者・養子契約により幼児を引き取る者
- ・事務管理……………重病人を義務なく引き取った者
- ・慣習……………同居の従業員が病気になった場合の雇用主
- ・条理……………墮胎を行った医師・覚せい剤を打って錯乱状態にさせた者

【7】結果の回避可能性と過失（最判平 15. 1. 24）

行為者の行為が，過失結果犯にいう注意義務違反（＝実行行為）に当たるという前提に立った上で，たとえば，行為者がその注意義務を遵守していたとしても，結果の発生が回避できなかった（という合理的な疑いを容れる余地がある）場合，過失犯の成立が否定される，という判断を示した。

【8】結果的加重犯と因果関係（最判昭 46. 6. 17）

「致死の原因たる暴行は，必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく，たまたま被害者の身体に高度の病変があったため，これとあいまって死亡の結果を生じた場合であっても，右暴行による致死の罪の成立を妨げない……，被告人の本件暴行が，被害者の重篤な心臓疾患という特殊の事情さえなかったならば致死の結果を生じなかったであろうと認められ，しかも，被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らず，また，致死の結果を予見することもできなかったものとしても，その暴行がその特殊事情とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと認められる以上，その暴行と致死の結果との間に因果関係を認める」。

問題 H28-5-2・予 H28-7-2「甲が，心臓発作を起こしやすい持病を持ったVを突き飛ばして尻餅をつくように路上に転倒させたところ，Vはその転倒のショックで心臓発作を起こして死亡した。Vにその持病があることを甲が知り得なかった場合でも，甲がVを突き飛ばして路上に転倒させた行為とVの死亡との間には，因果関係がある。」

○ 判例（最判昭 46. 6. 17）は，結果発生に被害者の身体の高度の病変が関与した場合であって，かつ，

行為者が行為当時その結果を予見し得なかった場合でも、因果関係を認める。

因果関係：危険の現実化説

因果関係は、条件関係が認められることを前提にし、行為に含まれる危険が現に発生した結果として現実化したものといえるかどうかにより決せられるものである。

具体的には、①行為自体が現に発生した結果を生じさせる危険性を有するものなのか（行為の危険性の大小）、②介在事情の異常性の大小（異常性の大小）、③介在事情が結果発生にどの程度寄与したのか（介在事情の寄与度）など、諸般の考慮要素から総合的に判断する。

◆行為自体の危険性が当該結果を発生させるほど大きいものであるとき◆

→行為と結果との間の因果関係が肯定される方向に強く作用する。

◆行為自体の危険性が小さく、明らかに当該結果発生危険性がないものであるとき◆

→行為と結果との間の因果関係が否定される方向に強く作用する。

【介在事情と危険の現実化】（応用編）

①行為自体の危険性の程度が当該結果を発生させるほど危険なものではないが、介在事情の異常性が高く、結果発生に介在事情が果たした寄与度が高い場合は、発生した結果は行為の危険が現実化したといえない方向で評価される。

ただし、行為自体の危険性が結果を発生させるほど高くななくても、結果発生につながった介在事情が行為者の行為から必然的に誘引されて生じたものであるときは、その介在事情と行為者の行為は密接に関連するため、介在事情の異常性が大きく、その介在事情が結果発生に果たした寄与度が高かったとしても、発生した結果は行為者の行為が現実化したものとして因果関係が肯定される。（→【12】夜間潜水事件）

【9】第三者の行為の介在と因果関係（1）（最決昭 42. 10. 24）

甲が自動車を運転中、過失によりAをはね飛ばした。その結果、Aは甲の自動車の屋根にはね上げられたが、甲はそれに気づかず、そのまま運転を続けるうち、同乗者が右自動車の屋上からAの身体を引きずり降ろし、舗装道路上に転落させ、Aは甲の自動車車体との激突および舗装道路面との衝突により死亡した。

「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいというのであって、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない。」

問題 H29-1-3 「甲は、自動車を運転中、過って同車をVに衝突させてVを同車の屋根に跳ね上げ、その意識を喪失させたが、Vに気付かないまま同車の運転を続けるうち、同車の助手席に同乗していた乙がVに気づき、走行中の同車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させた。Vは、頭部打撲傷に基づくも膜下出血により死亡したところ、同傷害は、自動車と衝突した際に生じたものか、路上に転落した際

に生じたものかは不明であった。この場合、甲の衝突行為とVの死亡との間には、因果関係がある。」

× 判例（最決昭 42. 10. 24）と同様の事案であり、過失行為から被害者の死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない。

【10】第三者の行為の介在と因果関係（2）（最決平 2. 11. 20）

被告人による三重県の飯場での殴打等の暴行（第1暴行）の後、被害者は、被告人によって大阪南港の資材置場に運ばれたが、そこで何者かに角材で頭頂部を数回殴打されるという第三者の行為（第2暴行）が介在して死亡に至っているので、第1暴行により死亡結果を発生させたといえるかどうか争われた。

「犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ」る。

問題 H27-3-エ 「甲は、路上でVの頭部を木刀で多数回殴打し、これにより直ちに治療しなければ数時間後には死亡するほどの脳出血を伴う傷害をVに負わせ、倒れたまま動けないVを残して立ち去った。そこへ、たまたま通り掛かった事情を知らない乙が、Vの頭部を1回蹴り付け、Vは、当初の脳出血が悪化し、死期が若干早まって死亡した。甲がVの頭部を木刀で多数回殴打した行為とVの死亡との間に因果関係が認められる。」

○ 死亡するほどの脳出血を伴う木刀による殴打は、死の結果を含む危険な行為であるから、行為の危険がVの死亡に現実化したと認められる。

問題 H29-1-5 「甲は、Vの頭部を多数回殴打する暴行を加えた結果、Vに脳出血を発生させて意識喪失状態に陥らせた上、Vを放置して立ち去った。その後、Vは、甲とは無関係な乙から角材で頭頂部を殴打される暴行を加えられ、死亡するに至った。Vの死因は甲の暴行により形成された脳出血であり、乙の暴行は、既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。」

○ 死因になっている脳出血を引き起こした頭部への殴打は、死の結果を含む危険な行為であるから、行為の危険がVの死亡に現実化したと認められる。

【11】第三者の行為の介在と因果関係（3）（最決平 18. 3. 27）

乗用車のトランク内に監禁された被害者が、後続車による追突により死亡したという監禁致死事件。

「被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。」

問題 H28-5-4・予 H28-7-4 「甲は、深夜、市街地にある道幅の狭い車道上に無灯火のまま駐車していた普通乗用自動車の後部トランクにVを閉じ込めて監禁したが、数分後、たまたま普通乗用自動車を通り掛

かった乙が居眠り運転をして同車を甲の普通乗用自動車の後部トランクに衝突させ、Vは全身打撲の傷害を負い死亡した。甲がVをトランクに監禁した行為とVの死亡との間には、因果関係がない。」

× 深夜の狭い車道上に無灯火で停車している車の後部トランクに人を監禁する行為は、かかる状況では他車による追突のおそれが高く、また、トランクは本来人を入れる用途ではなく、追突の際のクッションとしての役割を果たすものでもあるから、トランクへの監禁行為は、人の死の危険を含むものである。したがって、監禁行為の危険がVの死亡に現実化したと認められる。

【12】被害者の行為の介在と因果関係（1）（最決平4.12.17）

「受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった被害者をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び被害者に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の右行為から誘発されたものであって、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。」

問題H26-5・予H26-9 「次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものはどれか。」

【事例】

スキューバダイビングの潜水指導者である被告人は、夜間、指導補助者としての経験が極めて浅く夜間潜水の経験も数回の指導補助者と、潜水経験に乏しく技術が未熟で夜間潜水の経験のない受講生を連れて、夜間潜水の講習指導を開始した。被告人は、指導補助者及び受講生と共に潜水を開始し、途中、魚を捕えて受講生に見せた後、再び移動を開始したが、その際、指導補助者と受講生がそのまま自分に付いてくるものと考え、指導補助者に特別の指示を与えることなく、後方を確認しないまま前進した。この間、指導補助者と受講生は、魚の動きに気をとられて被告人の移動に気付かず、海流によって沖に流された。これにより、被告人は指導補助者と受講生を見失い、他方、指導補助者は被告人を探して沖に向かって数十メートル水中移動を行い、受講生もこれに追従した。指導補助者は、受講生の圧縮空気タンク内の空気量が少なくなっていることを確認して一旦海上に浮上したものの、風波のため水面移動が困難であると判断し、受講生に再び水中移動を指示した。これに従った受講生は、自分の空気量を確認しないまま水中移動を続けたため、途中で空気を使い果たしてしまい、パニック状態に陥り、自ら適切な措置を採ることができないまま、でき死するに至った。

【判旨】

被告人が、夜間潜水の講習指導中、受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばから離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した措置を講ずることができないおそれがあった受講生をして、海中で空気を使い果たし、ひいては適切な措置を講ずることもできないままに、でき死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つものであり、被告人を見失った後の指導補助者及び受講生に適切を欠く行動があったことは否定できないが、それは被告人の上記行為から誘発されたものであって、被告人の行為と受講生の死亡との間の因果関係を肯定するに妨げないというべきである。

【記述】

1. 【判旨】は、行為時に一般人が認識・予見が可能であった事情及び行為者が特に認識・予見していた事情を考慮して因果関係の有無を判断する見解に立つことを示している。

2. 【判旨】は、被告人の行為と結果発生との間の因果関係の有無を判断するに際し、その間に介在した被害者である受講生の行動と被告人の行為との関係を考慮していない。
 3. 【判旨】は、被告人の行為の危険性が結果へと現実化したか否かによって、被告人の行為と結果発生との間の因果関係の有無を判断したものと理解することができる。
 4. 【判旨】は、被告人の行為と結果発生との間に条件関係が認められれば、因果関係を肯定することを示している。
 5. 【判旨】は、被告人の行為が結果発生の危険性を有するものである場合には、第三者である指導補助者の適切を欠くどのような行為が介在したとしても、その行為は被告人の行為により誘発されたことになるとしている。
1. 誤っている。本判旨は、因果関係の判断基準について何ら明示していない。また、本判旨は、被告人が受講生らを見失う行為の危険性を重視して因果関係を肯定しており、黙示的にも本記述のような基準を用いる見解に立っているとはいえない。
 2. 誤っている。本判旨は、被害者の不適切な行動は、被告人が受講生らを見失ったことに起因しているから、両者の行為の関係を考慮している。
 3. 正しい。本判旨は、被告人が受講生らを見失う行為の危険性を重視して因果関係を肯定しているため、本記述のように理解することができる。
 4. 誤っている。本判旨は、被告人が受講生らを見失う行為の危険性を重視して因果関係を肯定しているため、条件関係（あればこれなし）の存在だけで因果関係を肯定しているとはいえない。
 5. 誤っている。本判旨は、指導補助者の不適切な行為が、本件の場合には被告人の行為から誘発されたものであるとしているにすぎず、指導補助者の不適切な行為がどのようなものであっても、およそそれが被告人の行為から誘発されたものとまではしていない。以上より、正解は3となる。

【13】被害者の行為の介在と因果関係（2）（最決平 15. 7. 16）

「以上の事実関係の下においては、被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執拗な暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる。」

問題 H24-18・予 H24-6 「次の【事例及び裁判所の判断】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。

【事例及び裁判所の判断】

被告人ら複数名が、被害者に対し、マンションの居室内において、長時間にわたって激しい暴行を加えたところ、被害者が、隙を見て同居室から逃走した上、被告人らに極度の恐怖感を抱き、その追跡から逃れるため、逃走を開始してから約10分後、上記マンションから約800メートル離れた高速道路内に進入し、疾走してきた自動車に衝突されて死亡したという傷害致死被告事件において、裁判所は、「被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、危険な行為ではあるが、被害者は、被告人らの激しい暴行を受けて極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係は肯定することができる。」旨の判断を示した。

【記述】

1. この裁判所の考え方によれば、上記事例において、高速道路内に進入する以外に被害者にとって容易にとり得る他の安全な逃走経路があり、そのことを被害者が認識していたにもかかわらず、あえて被害

者が高速道路に進入した場合には、因果関係を否定する判断に結び付きやすいといえる。

2. この裁判所の考え方は、被告人らの行為の危険性が現実化したか否かという観点から、逃走した被害者の行動が、被告人らの暴行による心理的・物理的な影響に基づくか否かを検討することによって、因果関係の存否を判断しているものと評価することも可能である。
3. この裁判所の考え方によれば、上記事例において、被告人らが被害者に加えた暴行が短時間かつ軽微なもので、被害者も強い恐怖感を抱かなかった場合には、因果関係を否定する判断に結び付きやすいといえる。
4. この裁判所の考え方は、被告人らの行為と被害者の死亡の結果との間に事実的なつながり（条件関係）が存在することを前提にした上で、被告人らの行為の後に被害者による危険な逃走行為が介在した場合における因果関係の存否を判断していると評価することも可能である。
5. この裁判所の考え方によれば、上記事例において、被害者が暴行を受けたマンションの居室から逃げ出し、同マンションに面した一般道路に慌てて飛び出したところ、自動車に衝突されて死亡したという場合であれば、因果関係を否定する判断に結び付きやすいといえる。」

1. **正しい。**安易にとり得る他の安全な逃走経路があり、そのことを被害者が認識していた場合には、高速道路への侵入は「著しく不自然、不相当」である。
2. **正しい。**まず、危険の現実化の点について、上掲判例は、「被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができる」としており、ここから、被告人らの行為の危険性が現実化したという評価が読み取れる。そして、上掲判例はその評価を行うに際し、「被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ」ることなどを挙げており、これは、被告人らの暴行が被害者に与えた心理的・物理的な影響を危険が現実化したという評価の根拠とするものである。
3. **正しい。**ゆえに、被告人らの暴行が短時間かつ軽微なもので、被害者が強い恐怖心を抱かなかった場合には、被害者の行動が「著しく不自然、不相当」なものと評価されること、すなわち因果関係を否定する判断に結び付きやすい。
4. **正しい。**条件関係は因果関係の前提である。
5. **誤っている。**同マンションに面した一般道路に慌てて飛び出すという行為は、通常、一般道路への侵入が高速道路への侵入ほど危険ではないことからすると、そのような選択をすることは高速道路への侵入と比してより自然であり、むしろより相当であると評価されやすい。すなわち、因果関係を肯定する判断に結び付きやすい。以上より、誤っているものは5であるから、正解は5となる。

【14】行為者の行為の介在と因果関係（最決昭 53. 3. 22）

「なお、本件業務上過失傷害罪と殺人罪とは責任条件を異にする関係上併合罪の関係にあるものと解すべきである、とした原審の罪数判断は、その理由に首肯しえないところがあるが、結論においては正当である」。

問題 H29-1-4 「甲は、狩猟仲間のVを熊と誤認して猟銃弾を1発発射し、Vの大腿部に命中させて大量出血を伴う重傷を負わせた直後、自らの誤射に気付き、苦悶するVを殺害して逃走しようとして決意し、更に至近距離からVを目掛けて猟銃弾を1発発射し、Vの胸部に命中させてVを失血により即死させた。Vの大腿部の銃創は放置すると十数分で死亡する程度のものである一方、胸部の銃創はそれ単独で放置すると半日から1日で死亡する程度のものであった。この場合、甲の2発目の発射行為とVの死亡との間には、因果関係がない。」

× 確かにVは1発目の銃弾による銃創により数十分で死亡していたと思われるが、2発目の銃弾を甲が